

平成18年度指定障害福祉サービス事業所指導監査・指導事項例

H19.02.05障害福祉課在宅福祉担当

1 契約事務について(居宅介護、短期入所等)

契約書について、契約期間(終期)が支給決定期間でなく障害程度区分の認定有効期間で締結されていたものがあった。

契約の終期は、受給者証の支給決定期間満了日とすること。

2 利用者負担について(デーサービス、短期入所等)

重要事項により「日常生活費」の名目でトイレトペーパーや手洗い石鹸等の共用品に係る費用をすべての利用者に対し、1回(1日)の利用毎に費用を徴収している。

「特定費用の取扱について(平成18年3月31日付障発第0331018号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)」2(4)により、「身の回り品として日常生活に必要なもの」とは、一般的に利用者の日常生活に最低限必要と考えられる物品(例えば、歯ブラシや化粧品等の個人用の日用品等)であって、利用者の希望を確認した上で提供されるものとある。

日常生活費の徴収にあたっては、利用者の希望を確認した上で提供される個人用の日用品とし、トイレトペーパー等の一般共用品に係る費用を徴収した分については返還の手続きを行うこと。

3 サービス提供記録について(短期入所)

利用者がサービスの提供を受けた日の記録について、一部記載のない日があるものが利用者の記録簿に見られた。今後は、サービス提供日、内容その他必要な事項をサービス提供の都度記録しておくこと。

「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令(平成18年3月29日厚生労働省令第56号)の第90条で準用する第26条第1項」による。平成18年10月1日以降は、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令(平成18年厚生労働省令第56号)の全部を改正する省令(平成18年9月29日厚生労働省令第171号)の第125条で準用する第19条第1項」に基づく。